

中国深セン

深セン市羅湖区
深南東路5002号
地王商業センター12階1203-06室
電話: +86 755 8268 4480

中国上海

上海市徐匯区
斜土路2899甲号
光啓文化広場B号棟6階603室
電話: +86 21 6439 4114

中国北京

北京市東城区
灯市口大街33号
國中商業ビル3階303室
電話: +86 10 6210 1890

台湾台北

台北市大安区忠孝東路
四段142号3階-3
郵便番号: 10688
電話: +886 2 2711 1324

シンガポール

ポートキー
36号3階
郵便番号: 049825
電話: +65 6438 0116

米国ニューヨーク

ニューヨーク州ニューヨーク市
キャナルストリート202号3階303室
郵便番号: 10013
電話: +1 646 850 5888

シンガポールの子会社と支店の比較

外国会社は、シンガポールにおいて事業活動を行うため事業体を設立する場合に、シンガポールにおいて有限会社をその子会社として設立すること又はそのシンガポール支店として登録することを検討できます。

シンガポール支店は外国会社の延びであり、独立した法的事業体ではありません。シンガポール子会社と違って、支店が発生する全ての債務と責任は外国親会社に帰属します。即ち、その支店がシンガポール管轄内に登録されたから、クレーム者はシンガポールの法律制度によって本社に対し法的訴訟を起すことができます。子会社が独立した法人格であるため、そのシンガポール子会社に対する外国会社の債務責任は子会社の登録資本金を限度とします。即ち、外国親会社は全額出資の場合に、シンガポール子会社の債務について一切の責任を負う必要がありません。

外国会社のシンガポール支店は財務報告の作成、監査などの合法的な継続義務を履行しなければなりません(資格と免除を取得する場合を除く)。支店は本社によって 100%保有され、支店及び親会社の監査報告書を提出しなければなりません。外国会社のシンガポール子会社は独立した法人格であり、シンガポール会社法の規定に基づき、その規模が監査免除規定に該当する場合に、「小会社」に属し、監査法人の財務諸表監査が必要ではありません。

外国会社のシンガポール支店は非居事業体の課税対象として当地税務優遇政策を享受できません。その上、支店は租税条約に基づく集团的減免資格に該当しないので、外国税額控除を請求することができません。一方、外国会社のシンガポール子会社は外国会社の全額所有する独立した現地会社であり、デフォルトで現地居住会社であると見なされるので、シンガポールが現地会社に提供した各項税務減免政策及び優遇を享受することができます。

上記の原因によって、ほとんどの外国会社はシンガポールにおいて子会社を設立することを選択します。

本稿は、資産保護、業務活動、財務諸表、及び税務優遇の四つの方面でシンガポールの支店と子会社の相違点を説明することを目指します。同時に、クライアント様が更なる比較分析を容易にするために、当事務所は支店と子会社の全面的な比較表を作成し、クライアント様の参考に供します。

一. 独立法人及び資産保護

外国会社のシンガポール支店は外国会社のシンガポールにおける業務延びであり、独立した法人格ではありません。即ち、支店が独立して債務を負うことができない場合は、外国会社がシンガポール支店の債務を負わなければなりません。そして、第三者がシンガポールで外国会社のシンガポール支店に対する訴訟を提起した場合には、外国会社はシンガポールで訴えに対処する必要があります。要するに、外国会社はその支店と分割できず、その資産の安全が保障されることができません。

一方、外国会社のシンガポール子会社は独立した法人格であり、法的責任の方面において、シンガポール子会社の 100%株式が外国会社によって保有されても、その親会社と完全に独立しております。要するに、外国会社のシンガポール子会社は、自己の資産で自己の債務に対する責任を負って、その債務がその外国親会社と関係がありません。

二. 業務活動

外国会社のシンガポール支店は外国会社のシンガポールにおける業務延びであり、独立した法人格ではないから、親会社の経営範囲内で承認された各種の合法的な経営活動だけに従事できて、その外国親会社の業務と関係がない経営活動を行うことができません。

外国会社のシンガポール子会社は独立した法人として、その経営したいあらゆる業務を営むことができ、会社登録時にはっきりと明記するだけが必要です(クライアント様の経営する業務に対する特殊ライセンスもしくは許可が必要である場合は、業務開始前に当該関連ライセンス及び許可を取得しなければなりません)。その上、シンガポール現地会社として、子会社はその外国親会社の要求によりいつでもその業務範囲を変更することもできます。

三. 年次財務諸表

完全に業務がない(即ち休眠会社)、又は書面により申請し且つシンガポール会計企業規制庁(ACRA)の同意を得た場合を除いて、全ての外国会社のシンガポール支店は毎年その自己及びその外国本社の監査済財務諸表をシンガポール会計企業規制庁(ACRA)に提出する必要があります。

外国会社のシンガポール子会社は独立した法人格であり、シンガポール会社法の規定に基づき、その規模が監査免除規定に該当する場合に、「小会社」に属し、監査法人の財務諸表監査が必要ではありません。シンガポールの「会社法」によって、以下の要件に該当するシンガポール会社は「小会社」に属します。

1. 当該会社が私的会社に属する場合;
2. 当該会社が連続 2 財務年度において次の 3 要件のうちいずれか 2 つを満たす場合:
 - (1) 年間売上が 1,000 万シンガポールドル以下である;
 - (2) 総資産額が 1,000 万シンガポールドル以下である;
 - (3) 従業員数が 50 名以下である。

ある会社がグループ会社のメンバーである場合には、当該会社及びその所属グループは同時に上記の要件を満たさなければなりません。

四. 税務免除

外国会社がシンガポールにおいて支店を設立した後で、税務方面から見ると、当該支店は非居住事業体と見なされ、集团的救済資格に該当しないので、外国税額控除に申請できず、スタートアップ会社やシンガポール現地会社のように税金の恩恵を受けることができません。

でも、外国会社がシンガポールの「会社法」によりシンガポールにおいて独立した有限会社(子会社)を設立する場合は、税務方面で大きな優位性があります。シンガポール現地会社はシンガポールの税法により様々な税制優遇措置を受けることができます。例えば、更に低い所得税税率を適用するとか、新スタートアップ会社が初三年間の最初の 10 万シンガポールドルの 75%が免税となり、次の 10 万シンガポールドルの 50%が免税となるとか、などなど。

つまり、多国籍会社、銀行及び保険会社は既存のブランドを使用し、外国本社の名義で営業許可証の申請及び契約の締結を行う場合に、通常シンガポールにおける支店の設立を選択します。他の業界の外国会社のほとんどは通常シンガポールにおける子会社の設立を選択します。子会社は独立した法人であり、外国会社のためリスクを回避することができる一方、外国会社に相応の経営弾力性を提供することもできます。

もっと詳細な情報や支援をご希望の場合は、下記のお問い合わせをご利用になってください。

メール: info@kaizencpa.com, enquiries@kaizencpa.com

お電話: +852 2341 1444

ライン・WhatsApp・Wechat: +852 6114 9414, +86 1521 9432 644

公式ウェブサイト: www.kaizencpa.com

Skype: kaizencpa

シンガポールの子会社と支店の比較表

	子会社	支店
会社名称	親会社と同一である必要はない	本社と同一である必要はある
事業活動の範囲	全ての商業活動を行うことができる (ある業務に対しては特殊ライセンス や許可の申請が必要である)	本社と同一である必要はある(ある 業務に対しては特殊ライセンスや許 可の申請が必要である)
適格対象	シンガポールにおける事業拡大を 図っている現地会社又は外国会社	シンガポールにおける事業拡大を 図っている外国会社
オーナーシップ	現地会社でも外国会社でも 100%保 有することが可能である	本社と同一の事業体である
独立した事業体	はい	いいえ
メンバー数上限	50 名以下	適用されない
設立時の最低要件	最低 1 名の株主(個人又は法人) 最低 1 名のシンガポール居住者の取 締役	最低 1 名のシンガポール居住者の現 地代表権者
有限責任	ある	なし、債務は外国本社が負う
監査義務	監査義務あり、免除資格を取得する 場合を除く	監査義務あり、免除資格を取得する 場合を除く
ACRA と IRAS に勘定 科目を提出する義務	提出義務あり、免除資格を取得する 場合を除く	提出義務ある
年次報告書の提出義 務	年次報告書(Annual Return)及び子 会社の監査済財務諸表を提出する 義務あり、財務諸表監査免除資格を 取得する場合を除く	支店と親会社の監査報告書を提出 する義務ある
税務上の取り扱い	シンガポール居住法人として課税さ れ、現地税収優遇措置を享受できる	非居住法人として取り扱われ、現地 税収優遇措置を享受できない
税収優遇	最低 1 名個人株主が最低 10%株式 を保有する場合は、現地税収優遇と リベートを享受できる	部分免税
現地銀行口座の開設	可能	可能
存続期間	登録抹消や清算を行うまでは永続	登録抹消を行うまでは永続
従業員雇用	現地人も外国人も雇用可能(外国従 業員はシンガポールの就労ビザの 申請・取得が必要である)	現地人も外国人も雇用可能(外国従 業員はシンガポールの就労ビザの 申請・取得が必要である)
役員委任	最低 1 名の現地居住者の取締役及 び 1 名の現地居住者の会社秘書	1 名の現地代表権者
主な管轄官庁	シンガポール会計企業規制庁 (ACRA)とシンガポール内国歳入庁 (IRAS)	シンガポール会計企業規制庁 (ACRA)とシンガポール内国歳入庁 (IRAS)